

細目次

第二編 近世中期の被差別民（宝永元年～寛政一二年）

一 支配と規制

1 法的な規制

大坂町奉行所与力の留書に行倒れ非人に関する雛形が記される（1）	48
摂津国住吉郡平野郷町の皮多が、盗品とは知らずに「非人」より衣類を買取り牢屋敷で取調べを受ける（2）	48
渡辺村の者が御仕置者の首を町家に持参し金銭を貪取ったとして、大坂町奉行所から死罪を申渡される（3）	51
河内国石川郡富田林村の非人番と同郡新堂村の皮多が争う（4）	53
町家店先の品を盗取った無宿の皮多が役人村へ引渡される（5）	64
主人方の品を盗んだ幼少の者を、非人手下とせず生所及び大坂三郷払いを命じる（6）	65
和泉国南郡島村の者が村払いとなる（7）	67
捨子が長吏手下の非人番や皮多などへ望みにより差遣わされる（8）	68
大坂町奉行所の御用取扱留に、牢舎人・御城堀身投げ・非人行倒死者などの取扱いや皮多村からの願書の形式が記される（9）	71
平野郷町の年寄らは、皮多が平人に紛れて村内に居住していない旨を奉行所に報告する（10）	78

2 役負担

播磨国姫路藩領で起きた百姓一揆の探索に、大坂から四ヶ所長吏・小頭が派遣され

る(11) 78

岸和田藩が放火犯を火罪にする際、皮多に垣をつくるよう命じる(12) 85

朝鮮通信使を殺害した通詞を召取るにあたって、四ヶ所長吏とその配下の非人番が

活躍する(13) 86

出火の節、島村から人足が出るのが差止められて二〇年余になる(14) 100

岸和田城内の掃除について、毎年給米一石宛が皮多三カ村に下付される(15) 100

渡辺村徳浄寺・正宣寺門徒らが市中の火事の消火に出動する(16) 101

3 村支配

和泉国南郡福田村の庄屋が島村支配の赦免を願出るが、継続して支配するように命

じられる(17) 101

福田村庄屋が島村の支配は耕作に差支えるので赦免を願出る(18) 102

島村支配加役を命じられた小瀬村仁右衛門が願いにより退役を命じられる(19) 102

網代輿乗物の調査について、大坂町奉行所より皮多村も書付を提出するよう命じら

れる(20) 103

島村庄屋藤九郎が、役儀は農業に差支えるため退役を願出る(21) 104

島村庄屋藤九郎の病死により、跡役が倅藤右衛門に申付けられる(22) 105

和泉国泉郡南王子村が王子村を相手取り、惣之池は白村溜池であり新規の入用を多

分に取立てないよう訴える (23)	105
島村庄屋喜兵衛が病身のため代役を願出る (24)	107

二 皮多村と農地の利用

1 渡辺村の拡大

木津村の皆済目録の「六尺給」がのちに「穢多高引」された貢納額と同額で記載される (25)	110
木津村の年貢免状に「穢多高」「穢多分」「穢多分銀納」の記載があらわれる (26)	112
木津村の年貢免状に「穢多米銀納」の記載があらわれる (27)	114
渡辺村の河内屋清兵衛が木津村の又兵衛を証人として畑を譲渡す (28)	115
木津村検見帳に「穢多増屋敷高」が記される (29)	115
木津村の年貢免状に、六尺給米が「穢多高」を除いて課せられたことが記される (30)	117
木津村の年貢免状に「穢多高除之」、皆済目録に「穢多高引」と記される (31)	119
定免に関する一札に木津村の百姓と並んで「役人村」の記載が登場する (32)	121
木津村の年貢免状に関する証文の末尾に「役人村」の記載がなされる (33)	125
木津村の年貢免割に「穢多高引」が記される (34)	126
難波村幸町が御用地となった元禄一一年当時の反別分米帳に「穢多屋敷分」として二反八畝余が記される (35)	127
渡辺村の中島屋加兵衛から提出された居宅新築の願いが却下される (36)	134

木津村の田畑作付書上帳に「穢多増屋敷」が記される (37)	134
木津村の年貢免状に「晒革冥加銀」、皆済目録に「晒革連上」の記載があらわれる (38)	136
2 大和川の付替と富田新田	
新田への移転にあたり、皮多村の制札の管理をめぐって河内国丹北郡枯木村と同郡城連寺村の対立が起こる (39)	138
移転にあたっての代地のなかに皮多村の墓所が含まれている。また皮多村が代地開発のための差配を城連寺村に願出する (40)	138
城連寺村の年貢免状に「穢多持高」の減免が記される (41)	140
移転地に設置する道のための用地の書上に「穢多村中道」の記載がある (42)	141
用水樋設置に皮多所有地などが拠出されたことと通行路をめぐる城連寺村と枯木村の紛争に関連した絵図に皮多村がみえる (43)	142
城連寺村の年貢免状に「穢多高」「穢多米銀納」が記される (44)	147
城連寺村全体の土地所有の動きのなかで、皮多身分の土地所有のあり方がわかる (45)	148
大和川の洪水により城連寺村田地絵図が作りかえられる (46)	173
水利を主とした城連寺村絵図に皮多村の様子が描かれる (47)	173
皮多集落が富田新田に移住するに際して、周辺境界に置かれた石の位置を示す絵図が作成される (48)	182
摂津国分の富田新田の略絵図が作られる (49)	183

3 農業生産

- 和泉国泉郡南王子村の屋敷地移転にともない、除地の継続を願出る (50) …………… 184
- 南王子村が年貢米銀勘定帳を提出する (51) …………… 184
- 摂津国島下郡沢良宜浜村検地帳に「穢多分」の田畑・屋敷八〇筆が記載される (52) …………… 186
- 沢良宜浜村の皮多五兵衛が弟市郎兵衛・五郎兵衛の別家を願出る (53) …………… 190
- 河内国渋川郡北蛇草村の皮多与助が同村皮多与右衛門に田地を譲渡す (54) …………… 191
- 北蛇草村の皮多五郎左衛門が同村皮多与右衛門に屋敷地を譲渡す (55) …………… 192
- 北蛇草村の皮多与右衛門が屋敷・隠田を譲受ける (56) …………… 192
- 新井池の水利について和泉国南郡福田村・同郡島村その他数カ村で比率が決められ
る (57) …………… 192
- 北蛇草村の弥右衛門が同村皮多の与右衛門に田地を譲渡す (58) …………… 193
- 新井池の水利権について利用の順序が決められ、島村は最後に回される (59) …………… 194
- 島村に対して新井池の水を引く時間帯が示される (60) …………… 194
- 北蛇草村の皮多利兵衛が同村皮多与右衛門に田地を譲渡す (61) …………… 194
- 和泉国泉郡王子村への出作地について南王子村の高反別書抜帳が作成される (62) …………… 195
- 南王子村の出作人が用水利用について願書を提出する (63) …………… 204
- 福田村の宛米株仕訳帳に島村が登場する (64) …………… 205

三 皮多村と旦那場制

1 死牛馬処理と草場

和泉国大鳥郡田中村の牛主が所持する牛の死亡を報告する (65)	214
河内国の皮多村間で死牛片づけの縄張りを確認する (66)	214
河内国丹南郡向野村皮多の草場について、同村皮多より同国石川郡新堂村皮多に確認を求める (67)	215
河内国の皮多村間で死牛馬の権利をめぐる訴訟となる (68～70)	215
新堂村皮多が河内国丹北郡更池村皮多に死牛馬「領内かきり」の支配権を主張する (71)	220
死牛馬の取扱いについて江戸表の見解が五条役所より廻状される (72)	221
河内国丹北郡三宅村の草場境界は、北が同郡城連寺村皮多、南が更池村皮多であることを確認する (73)	221
和泉国南郡島村と同国日根郡布村皮多との皮革・肉の取分について確認がなされる (74)	222
島村新右衛門の相続をめぐる出入で、旦那場などを新右衛門倅清七の子へ戻すよう申遣わされる (75)	222
島村藤九郎が不品行により持高と皮場を取上げられ、蟄居を命じられる (76)	223
和泉国南郡水間村で岸和田藩家来の馬が病死し島村へ渡されたが、草場権を持つ野々村に代銀が支払われる (77)	223

2 草場にからむ事件

島村の与兵衛が猫病死にともない不届きがあったとして、押込めに処せられる (78) …… 224

福田村庄屋の日記に、島村の音松らが和泉国南郡小瀬村で猫を捕り訴えられたこと

が記される (79) …… 224

島村の清右衛門らが和泉国日根郡佐野村において猫を捕り、布村との出入に発展す

る (80) …… 224

無宿次兵衛が犬猫を捕りさらに殺人を犯したため、下手人に処せられる (81) …… 226

島村の源助が猫を盗み、その後逃亡した罪で村払いとなる (82) …… 226

犬を毒殺しているとして疑いをかけられた島村など三カ村の皮多が嫌疑を否定する (83) …… 227

3 芝居などの興行と十分一銀

水間寺の芝居興行に関する十分一銀の根拠について、皮多肝煎より各庄屋・年寄へ

申出る (84) …… 228

水間寺の芝居興行に際し、十分一銀を受取るべき旨が皮多肝煎より村々庄屋へ伝達

される (85) …… 229

水間寺の芝居興行は、皮多村へ十分一銀を支払わず一〇貫文を渡すことに決定する

(86・87) …… 230

久米田寺開帳に際し、和泉国泉郡南王子村と島村が草場境界を確認する (88) …… 232

佐野村から戎開帳に関する勘定書が提出され、皮多に対する支払いが記される (89) …… 233

四 皮革業の発展

岸和田地藏開帳での十分一銀は島村と交渉し、銀一〇〇匁で済ますよう決定する (90)	234
貝塚御坊の法事に際し、堺商人と島村との場銭に関する争論が決着する (91)	235
岸和田の相撲興行に際し、島村に「太鼓之祝はち料」として銀四〇匁を支払う (92)	235
1 革細工と皮革関連業	
河内国若江郡西郡村の重次郎が太鼓を張替え、一三年間の保証書を記す (93)	238
摂津国住吉郡平野郷町の皮多が、代銀を支払ったにもかかわらず鹿毛を渡さないと	
同国東成郡北平野町の町人を訴える (94)	238
和泉国南郡福田村庄屋の日記に、同郡島村の杓・雪踏直しに不埒があつたことが記	
される (95)	239
役人村の太鼓屋金兵衛が摂津国島下郡内瀬村の寺太鼓を張替え、三〇年の保証書を	
記す (96)	239
革会所設置に関する問合わせに、平野郷町より奉行所へ差障りがない旨を回答する	(97)
	240
革会所について、平野郷町より地方役所へ差障りがない旨を回答する (98)	240
2 牛市・博労関係	
天王寺村孫右衛門からの和泉国の博労を支配したいという願いに、村々が反発して	
堺奉行所に訴えを起こす (99)	241

博勞関係の出入に関する堺奉行所の取調べに、和泉国の村々が回答する (100)	242
天王寺村牛市以外で新規に牛市を立てることを規制する触が、大坂町奉行所より撰	
津国住吉郡の村々へ回される (101)	244
天王寺村孫右衛門と和泉国日根郡神前村博勞との訴訟が起こされる (102)	244
牛の売買について大坂町奉行所において吟味が行なわれる (103)	250
但馬国へ牛を買付けに行く和泉国の買出し人の名寄帳が作成される (104)	253
天王寺村牛市以外で新規に牛市を立てない旨の触が出される (105)	256
牛目利の札を改めて会所へ提出するように申合わせがなされる (106)	256
河内国丹北郡更池村皮多が、牛追いの際に留意すべきことを更池村本村に申出る (107)	257
牛市に関する孫右衛門と和泉国村々との訴訟の経緯が記録される (108)	258
五 皮多村の生活と周辺	
1 生活の諸相	
和泉国泉郡南王子村が御伝馬宿入用・村小入用などを書上げる (109)	264
南王子村で火事があり、年貢米・郷藏と家屋敷六八軒が焼失する (110)	268
河内国丹北郡城連寺村が、皮多の夫食願いのためにその軒数・人数を書上げて差出	
す (111) (116)	270
摂津国住吉郡平野郷町の本郷及び散郷に拝借銀が配られ、皮多・「非人」にも各一	
貫文宛が渡される (117)	280

城連寺村の皮多に夫食として米銀が渡される (118)	280
平野郷町御救銭請取書に皮多分の記載がみえる (119)	281
南王子村が村の支出を記した小入用帳を作成する (120)	284
和泉国南郡島村に飢飯米が渡される (121)	288
島村の甚兵衛が岸和田城内へ商いに参ることに付いて、その由来を確認する (122)	288
島村の甚兵衛が、岸和田城中の細工を行なう際に不埒な行ないをしたとして出入り 差止めになるべきところ用捨される (123)	289
島村の甚七が、岸和田城中の細工を行なう際に不埒な行ないをしたとして出入り差 止めとなる (124)	289
岸和田城中への入込を禁止されていた島村の甚七が、再度城中に入込んで不埒な行 ないをして咎を受ける (125・126)	290
和泉国南郡福田村が自村及び島村の虫送り行事実施を届出る (127)	290
福田村庄屋が島村の善右衛門家族の家出を届出る (128)	291
島村の喜兵衛らが脇浜村戎へ参り「所作」をしたとして差止められ、その後も不届 きがあったとして吟味を受ける (129・130)	291
島村の円光寺恵教が同村五兵衛による針治療の差止めを願出て、内済となる (131)	292
福田村が島村にかかわる助力講上り札銀の受取書を差出す (132)	293
島村が難渋のため蓮取りを願出て許される (133)	293
福田村の難渋者と島村の極難渋者に米二石が与えられる (134)	293

- 河内国丹北郡更池村称名寺の看坊が若者組への取りなしを本村役人に依頼し、両者が和解する (135～137) …………… 294
- 南王子村が従来引受けてきた信太山境内の「切畝」の小物成地を自村に申付けてほしいと領主に願出る (138) …………… 296
- 更池村の村役人が吟味中の同村皮多の所持品を書上げ、領主に差出す (139) …………… 297
- 河内国丹北郡の村々においては皮多・煙亡の冥加役銀・運上などの差出しは一切ない旨が届出られる (140) …………… 299
- 2 争 論
- 平野郷町の皮多虎松が、渡辺村の長谷屋新九郎を銀預り証文が偽りであるとして訴出る (141) …………… 299
- 渡辺村の長谷屋新九郎が、借銀の返済を求めて平野郷町の皮多作兵衛を訴出る (142) …………… 301
- 島村で貝塚の河内屋喜右衛門と中村の番人源之丞とが出入となり、源之丞が奪った脇差を島村の久左衛門がもぎ取る (143) …………… 303
- 島村の踊りを見にきた海塚村の若者と島村の村民が出入となったが、のちに和解する (144) …………… 304
- 南王子村喜三郎が提灯を差出して信太明神の祭礼を混乱させたため、本人・村役人が信太郷の庄屋中に詫を入れる (145) …………… 305
- 島村の住人が鶴原村内の出茶屋で休んだことが問題とされ、以後は茶屋での休みが差止められる (146) …………… 306

六 信仰と寺院

島村の清助らが牛滝へ参り、禁止されていたコマ廻しの所作をしたことが不届きとされ、処罰される (147)	306
島村の藤九郎が常々不行跡の上、たびたび酒狂のふるまいがあったとして村払いを申付けられる (148・149)	307
平野郷町の皮多捨松が、口論のうえ手疵を受けたと相手方の吟味を願出るが、のち全快し吟味願いを取下げる (150)	308
1 渡辺村の寺院と本願寺教団	
渡辺村徳浄寺・門徒中が年頭祝儀と本願寺御影前の打敷を寄進する (151)	316
渡辺村徳浄寺が出仏壇を許可される (152)	316
渡辺村徳浄寺・正宣寺・惣門徒中が本願寺本堂前下馬札の修復料を取集め上納する (153)	316
渡辺村徳浄寺が宗休・丹慶より九字名号及び十字名号の寄進を受ける (154)	317
渡辺村正宣寺門徒が本願寺の凶事に際し冥加金を集める (155)	317
渡辺村徳浄寺が特別に袈裟を願出る (156)	317
渡辺村正宣寺門徒が年頭祝儀のため本願寺に参詣の旨を届ける (157)	318
本願寺前住住如遠忌に際し、渡辺村徳浄寺への馳走の申達しが検討される (158)	319
渡辺村徳浄寺の献金の取扱いが検討される (159)	319
渡辺村正宣寺門徒の調達した金子上納が一時見合わされる (160)	319

渡辺村徳浄寺及び門徒に本願寺より改派押えが発動される (161)	320
渡辺村徳浄寺が一代浅黄地唐草緞子五条袈裟の着用を自坊限りで許される (162)	321
2 本末・寺檀関係の展開と教団の統制	
和泉国大鳥郡塩穴村門徒の宗旨請印などが堺御坊聞蔵寺託乘に命じられる (163)	321
河内国若江郡荒本村皮多門徒の宗判が萱振御坊明円寺に命じられる (164)	322
摂津国能勢郡下田村福恩寺・野間口村浄福寺などに改派押えが発動される (165)	322
河内国丹北郡更池村称名寺の看坊が報恩講で御堂外陣に詰める (166)	323
和泉国の「穢村」に正住寺が派遣される (167)	323
和泉国日根郡鶴原村正覚寺で不帰依問題が発生する (168・169)	323
摂津国西成郡加島村正恩寺門徒が師檀不和により万宣寺に預けられる (170)	324
鶴原村正覚寺の門徒の一部が帰檀を願う (171)	325
3 道場の寺院化と在地の動向	
摂津国島上郡西天川村西教寺の幕法上の寺号公認が本願寺より領主に求められる (172)	326
更池村の皮多肝煎らが称名寺後住として智教の入寺を願出る (173)	326
更池村称名寺智教が退寺を願出る (174・175)	326
摂津国島下郡道祖本村西宗寺の幕法上の寺号公認が領主に求められる (176)	327
更池村の皮多肝煎らが称名寺円教の退寺を願出る (177)	328
更池村称名寺明龍が退寺を願出る (178)	328
更池村の皮多肝煎らが称名寺了智の退寺を願出る (179)	328

和泉国泉郡南王子村接待講肝煎らが使僧の立寄りを求める (180)	329
摂津国西成郡にある皮多村惣道場の寺号を届けていない事情を、本願寺が寺社方に説明する (181)	329
更池村称名寺靈空が退寺を願出る (182)	330
更池村の皮多肝煎らが称名寺後住として専量の入寺を願出る (183)	330
和泉国の「穢村」接待講が御書の巡回を求める (184)	331
摂津国東成郡荒生村常宣寺など一カ寺が小寄会維持のために連署状の下付を求める (185)	331
更池村称名寺宗浄が寺院永住を願出る (186)	332
荒生村常宣寺に本願寺法如の影像が寄進される (187)	333
河内国若江郡八尾木村善立寺が本願寺法如の影像下付に際し、五割増しの扱いとなる (188)	334
大和国靈浄が更池村称名寺への入寺を願出る (189)	334
更池村の皮多肝煎らが称名寺後住として智教の入寺を願出る (190)	335
加島村正恩寺が新寺か否かの調査を受ける (191)	335
更池村称名寺・皮多肝煎らが本村庄屋葬儀での無礼を詫げる (192)	336

七 四ヶ所長吏制の展開と非人番統制

1 大坂四ヶ所制の構造

- 天王寺村鳶田長吏方へ欠落していた紀伊国海草郡吹上村庄兵衛の俸が帰村を願出る
(193) ……
- 市中へ流入した乞食・「非人」を西国へ「おこし奉公人」として斡旋する措置が新
たにとられる(194) ……
- 難波村竹林寺・六坊仲間ならびに垣外の紙干場・到岸・与右衛門請地などが記録さ
れる(195) ……
- 代官引継時に作成された類族生死帳と天王寺長吏の報告控が一致せず、強引に代官
書類どおりとされる(196) ……
- 紀州藩牢番頭より、鳶田長吏以下の内御用に対して金子が与えられる(197) ……
- 道頓堀垣外仲間が難波村月江院所持の畑地を借請けて葭簀圍いをしたいと願出る(198) ……
- 竹林寺の境内高・年貢高・建立の経過が書上げられる(199) ……
- 鳶田墓所内の垣外弥七の小家火事が四天王寺へ報告される(200) ……
- 酒に溺れた「非人」喜兵衛がとめを疵つけ非人頭へ引渡される(201) ……
- 天王寺悲田院垣外の小家地が不足し、元竹林寺所持地の借受を願出る(202・203) ……
- 悲田院・鳶田垣外が四天王寺の処分に対し、支配に置かれてはいないと反発して争
いとなる(204) ……
- 四天王寺が断りなく悲田院・鳶田垣外を処罰したことに對して、代官所が天王寺村

に問合わせる (205)	361
天王寺垣外小屋地の様子が略絵図に描かれる (206)	365
仲ヶ間借銀五〇貫余の返済のため、大坂三郷町中一役から一ヵ月に三銭宛の貫請を願出る (207)	365
四ヶ所長吏下囲内の人数が奉行所へ報告される (208)	367
摂津国西成郡川崎村天満垣外の殺害事件に関連して、代官所は小頭二名を役人村に引渡すことを申渡す (209)	367
竹林寺建立の由緒と歴代住職名が記録される (210)	368
2 堺四ヶ所と平野郷町非人番	
和泉国堺で町に養われる長吏などの行為が立場をわきまえていないとして規制される (211)	369
和泉国大鳥郡豊田村非人番の宗旨請状を堺四ヶ所長吏が出す (212)	369
摂津国住吉郡平野郷町の野堂町で、入牢に際して番人・牢守へ申渡が行なわれる (213)	370
平野郷町で「非人」らの救飢のため鳥目三貫文が下される (214)	371
平野郷町の牢番人が不足したため、周辺の村の非人番が交替で出勤するよう命じられる (215・216)	371
平野郷町の非人番小屋の建替が願出られ費用が書上げられる (217・218)	372
平野郷町で地方役人・町役人の頭越しに捕物が行なわれ、番人による経緯を糾す (219)	373
平野郷町で非人番惣七が会所に許可を得ないで浄瑠璃会を催し問題となる (220)	375

平野郷町で軽微な事件は事件の起こった各町内で処理するとともに惣会所へ届出る	
よう垣外に申渡す (221)	376
垣外番弥四郎が役に脇差を所持することを願出る (222)	377
3 天王寺垣外長吏の相続	
長吏善十郎死の直前にさきらの家督令につき譲状を作成する (223)	377
善十郎の後家さきが証文帳面を取込んだ善介らを訴出る (224)	378
後家さきの訴えに対して善介が自分達の主張を言上する (225)	379
善十郎の後家さきらが一期分の相続である旨を譲状にする (226・227)	382
京都悲田院年寄より養子縁組にあたって証文が取交わされる (228・229)	383
天王寺長吏の家系及び京都悲田院金助の家系が書上げられる (230)	384
長吏善助が病身のため俸金助を善助と改名し長吏とする (231)	385
4 非人番の役務と生活	
和泉国大鳥郡和田村と同郡小代村が立会で抱えていた非人番の小家建てをめぐって争う (232)	386
摂津国島上郡津之江村で村の社にたびたび盗人が来るため、庵室に住む人を求めて近隣の非人番らが奔走する (233)	387
河内国丹北郡東瓜破村小入用帳に番屋の修理工費・野番屋を建てる費用・非人番給米が書上げられる (234)	388
儉約のために非人番給の減額、住居は一間の土間とすることならびに非人番の商い	

・髪結の禁止が命じられる (235)	388
和泉国泉郡伯太村非人番の弟子を和田村が歩髪結に召抱えたいと願出る (236)	389
摂津国島上郡富田村の廻り番を勤めるにあたって非人番五郎兵衛が請書を出す (237)	389
河内国丹北郡三宅村非人番が毎日の飯米を支給される (238)	390
三つ子出産の際の下銀検討にあたり、摂津国西成郡北野村番人喜八の女房に鳥目三 ○貫文が下された例が書上げられる (239)	391
和泉国南郡半田村番人が同郡新井・福田両村を廻り場にしたいと願出る (240)	393
和泉国南郡森村の番人宅で同郡島村の若者らが酔って暴れる (241)	393
高槻藩五カ組惣代らが、非人番は村方に服するよう願出る (242)	394
河内国丹北郡更池村で村神事に非人番を呼ばない代わりに施米が与えられる (243)	395
入組支配のため非人番統制が機能しないと、高槻藩一四カ村が大坂町奉行所に訴え る (244)	395
逮捕された和泉国南郡岸和田村非人番太兵衛の元来の身分について再三村方の報告 が求められる (245・246)	396
八 三昧聖と東大寺龍松院	
1 和泉国三昧聖仲間の組織化と東大寺龍松院 東大寺大勧進崇阿弥が行基菩薩千年忌供養への参加を和泉国三昧聖仲間と呼びかけ る (247)	400

和泉国熊取谷八カ村の三昧聖が東大寺大仏殿落慶供養会に代表を派遣するための費用を分担する (248)	400
和泉国三昧聖仲間の中組が講中を結成して年々の必要諸事の勘定がなされる (249)	401
2 天明の繪旨申請運動	
「河州一同八拾壹ヶ所聖」が東大寺龍松院へ阿弥号授与と色衣着用の許状を獲得しようとして運動する (250)	413
和泉国家原寺が同寺支配下の募守への阿弥号や色衣の着用など、東大寺龍松院支配の働きかけを迷惑として申立てる (251)	415
東大寺大坂勸進所前院代文盛が三昧聖の由緒ならびに東大寺との関わりを語る (252)	416
和泉国中組の三昧聖仲間が東大寺龍松院ならびに京都高辻家への働きかけの諸経費を負担する (253)	418
3 三昧聖をめぐる在地寺院と村方	
撰津国住吉郡平野郷町の市町の三昧聖が、宗旨五人組帳の別帳化と「非人穢多」との同列記載を迷惑と訴える (254)	424
和泉国大鳥郡高蔵寺村の添尾墓所にある阿弥陀堂再建を、高蔵寺寺中ならびに村方が歎願する (255)	425
高蔵寺村の三昧聖が葬具の処分をめくり寺僧と対立し、宗門帳の印形を拒否するといわれて寺僧に詫を入れる (256)	425
高蔵寺下の添尾墓所とその堂舎の掃除を条件にして入山を願出た道心坊主の許可を	

奉行所に届ける (257)	426
和泉国泉郡万町村の墓守が三昧除地に開いた畑を山林に戻す約定を出す (258)	427
高蔵寺境内添尾墓所内で寺僧の指図で法界内に乗入れた駕籠に三昧聖が狼藉を働き 訴えられる (259)	427
添尾の聖が墓所内での輿乗入れについて聖の立場を代官所に訴える (260)	428
添尾の墓守が一ニカ条からなる誓約を高蔵寺に差出し、託を入れる (261)	429
四天王寺が寺社改に際して大坂町奉行所より裁許裏書絵図・裁許書下などの提出を 求められる (262)	431
高蔵寺の宝積院が、和田村の願いを受けて同村内に新たに小三昧を建立したことを 奉行所に届ける (263)	431
和泉国日根郡岡田村の三昧聖太郎兵衛が、玉田八郎右衛門から田地二畝二〇歩を代 銀一貫で譲受ける (264)	432
摂津国住吉郡西喜連村の三昧聖宗心が、葬礼の布施物及び布施銀の負担を三段階に して村方に示す (265)	433
万町村の墓守が台風で倒れた木を売却したため不埒であるとして、村から退去を命 じられる (266)	433
四天王寺領の鷹田墓所に今宮村百姓らが葬礼場改修を願出る (267)	435

九 多様な被差別民の分岐

1 都市の被差別民と下層社会

和泉国堺の皮多・長吏の人数などが書上げられる (268)	440
大坂市中の皮多・長吏の人数などが書上げられる (269)	442
摂津国住吉郡平野郷町の人数・家数などが書上げられる (270)	443
長町四丁目西裏にある無認可の髪結床の変遷が記録される (271・272)	445
長町四丁目西裏の髪結床の譲渡にあたり難波村へ差入証文が出される (273)	448
耕作困難な町際での新規の床建が許されず古床を借用する (274)	448
平野郷町で髪結仲間の申合せに加わらなかった者が談合の不当を訴える (275)	450
盗品疑いの品物吟味により皮多・角墓所・髪結・樋番などの交流がわかる (276)	452
牢番役負担を条件にした髪結床許可願に三郷統村が反対する (277)	453
長町とその周辺にある木賃宿・旅籠屋の名前・宿泊人数が書上げられる (278)	455
長町に大黒舞に行った熊之助らが銭の多少で口論となる (279)	466
平野郷町の非人小屋跡地などで大念仏寺法事の見世物を興行することを町人が願出 る (280)	460
2 在方被差別民と巡在者	
京都の土御門家より摂津国島下郡茨木村の陰陽師に許状類が下される (281)	465
京都の土御門家より河内国茨田郡藤田村の陰陽師に許状類が下される (282)	466
和泉国大鳥郡豊田村で「信太陰陽師」が永代祈禱料を受取る (283)	470

虚無僧本寺の京都明暗寺が河内国丹北郡の村々へ虚無僧取締書を渡す (284)	470
摂津国西成郡の村々が巡在者への規制を求めたのに対して、「穢多」などに捕らえ させる旨の幕法が出される (285)	471
摂津国西成郡津守新田が明暗寺と「留場」の取決めをする (286)	474
平野郷町の散郷中野村が玄米一斗五升で「虚無僧留メ場」の取決めをしたことを惣 会所へ届出る (287)	475